

作業環境測定を実施しましょう！

作業環境測定の実施については、労働安全衛生法施行令第21条に、その種類・内容が定められています。下記表の上部にある数字は、労働安全衛生法施行令第21条の各号の数を示します。

同じく表中の は、作業環境測定士が実施しなければならないものを示します。

作業環境測定士のいない事業場にあつては、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に登録した作業環境測定機関を利用していただくこととなります。

	作業環境測定を行う作業の種類	測定項目（概要）
1	土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん等の濃度、粉じん中の遊離けい酸の含有率
2	暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場	気温・湿度等
3	著しい騒音を発する屋内作業場	等価騒音レベル
4	坑内の作業場	炭酸ガス濃度・気温
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	一酸化炭素含有率、炭酸ガス含有率、室温・外気温、相対湿度
6	放射線業務を行う作業場のうち管理区域に該当する部分	外部放射線（中性子線・ガンマ線・エックス線）による線量当量率、線量当量及び空気中の放射性物質の濃度
	放射性物質取扱作業室	空気中の放射性物質（粒子状・ガス状）の濃度
	坑内における核原料物質の掘採の業務	空気中の放射性物質（粒子状・ガス状）の濃度
7	特定化学物質、石綿等を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場	別表第一に掲げられた物質の種類ごとに定められた方法により行う、空気中の特定化学物質等の濃度
8	一定の鉛業務を行う作業場	空気中の鉛の濃度
9	酸素欠乏危険箇所において作業を行う場合の当該作業場	酸素の濃度、硫化水素の濃度
10	有機溶剤を製造し、または取り扱う業務を行う屋内作業場	別表第二に掲げられた物質の種類ごとに定められた方法により行う、空気中の有機溶剤の濃度

測定項目における測定方法の詳細については、作業環境測定基準に定められています。次ページ以降を参照してください。

作業環境測定を実施しましょう！

作業環境測定の測定項目や測定方法の詳細については、作業環境測定基準等に規定されています。
作業環境測定士によらなくてもよい項目の概要については、次のとおりとなっています。

暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場

第3条 (気温、湿度等の測定)

令第21条第2号の屋内作業場(労働安全衛生規則第587条各号に掲げる屋内作業場に限る。)における気温、湿度及びふく射熱の測定は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 測定点(ふく射熱を測定するための測定点を除く。)は、単位作業場所について、当該単位作業場所の中央部の床上50 cm以上150 cm以下の位置に、1以上とすること。
- 二 ふく射熱の測定のための測定点は、熱源ごとに、作業場所で熱源に最も近い位置とすること。
- 三 測定は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いて行うこと。

区分	測定機器
気温及び湿度	0.5 度目盛のアスマン通風乾湿計
ふく射熱	0.5 度目盛の黒球寒暖計

第587条 (作業環境測定を行うべき作業場)

令第21条第2号の厚生労働省令で定める暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場は、次のとおりとする。

- 一 溶鉱炉、平炉、転炉又は電気炉により鉱物又は金属を製錬し、又は精錬する業務を行なう屋内作業場
- 二 キュボラ、るつぼ等により鉱物、金属又はガラスを溶解する業務を行なう屋内作業場
- 三 焼鈍炉、均熱炉、焼入炉、加熱炉等により鉱物、金属又はガラスを加熱する業務を行なう屋内作業場
- 四 陶磁器、レンガ等を焼成する業務を行なう屋内作業場
- 五 鉱物の焙焼、又は焼結の業務を行なう屋内作業場
- 六 加熱された金属の運搬又は圧延、鍛造、焼入、伸線等の加工の業務を行なう屋内作業場
- 七 溶融金属の運搬又は鋳込みの業務を行なう屋内作業場
- 八 溶融ガラスからガラス製品を成型する業務を行なう屋内作業場
- 九 加硫がまによりゴムを加硫する業務を行なう屋内作業場
- 十 熱源を用いる乾燥室により物を乾燥する業務を行なう屋内作業場
- 十一 多量の液体空気、ドライアイス等を取り扱う業務を行なう屋内作業場
- 十二 冷蔵庫、製氷庫、貯氷庫又は冷凍庫等で、労働者がその内部で作業を行なうもの
- 十三 多量の蒸気を使用する染色槽により染色する業務を行なう屋内作業場
- 十四 多量の蒸気を使用する金属又は非金属の洗浄又はめつきの業務を行なう屋内作業場
- 十五 紡績又は織布の業務を行なう屋内作業場で、給湿を行なうもの
- 十六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める屋内作業場

著しい騒音を発する屋内作業場

第4条 (騒音の測定)

令第21条第3号の屋内作業場(労働安全衛生規則第588条各号に掲げる屋内作業場に限る。)における等価騒音レベルの測定は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 測定点は、単位作業場所の床面上に6m以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上120 cm以上150 cm以下の位置(設備等があつて測定が著しく困難な場所を除く。)とすること。ただし、単位作業場所における騒音レベルがほぼ均一であることが明らかなきときは、測定点に係る交点は、当該単位作業場所の床面上に6mを超える等間隔で引いた縦の線と横の線との交点とすることができる。
- 二 前号の規定にかかわらず、同号の規定により測定点が5に満たないこととなる場合にあつても、測定点は、単位作業場所について5以上とすること。ただし、単位作業場所が著しく狭い場合であつて、当該単位作業場所における騒音レベルがほぼ均一であることが明らかなきときは、この限りでない。
- 三 音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、前二号に定める測定のほか、当該作業が行われる時間のうち、騒音レベルが最も大きくなるとされる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行うこと。
- 四 測定は、次に定めるところによること。
 - イ 測定に用いる機器(以下「騒音計」という。)は、等価騒音レベルを測定できるものであること。
 - ロ 騒音計の周波数補正回路のA特性で行うこと。
- 五 1の測定点における等価騒音レベルの測定時間は、10分間以上の継続した時間とすること。

第588条 (作業環境測定を行うべき作業場)

令第21条第3号の厚生労働省令で定める著しい騒音を発する屋内作業場は、次のとおりとする。

- 一 鋸打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行なう屋内作業場
- 二 ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務(液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。)を行なう屋内作業場
- 三 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行なう屋内作業場
- 四 タンブラーによる金属製品の研ま又は砂落しの業務を行なう屋内作業場
- 五 動力によりチエーン等を用いてドラムかんを洗浄する業務を行なう屋内作業場
- 六 ドラムパーカーにより、木材を削皮する業務を行なう屋内作業場
- 七 チツパーによりチツプする業務を行なう屋内作業場
- 八 多筒抄紙機により紙を抄く業務を行なう屋内作業場
- 九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める屋内作業場

坑内の作業場

第5条 (坑内の作業場における測定)

令第21条第4号の坑内の作業場(労働安全衛生規則第589条各号に掲げる坑内の作業場に限る。)における炭酸ガス濃度及び気温の測定は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 測定点は、坑内における切羽と坑口(切羽と坑口との間に坑の分岐点がある場合には、当該切羽に最も近い坑の分岐点)との中間の位置及び切羽に、それぞれ1以上とすること。
- 二 測定は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いて行うこと。

区分	測定機器
炭酸ガス濃度	検知管方式による炭酸ガス検定器
気温	0.5度目盛の温度計

第589条 (作業環境測定を行うべき作業場)*

令第21条第4号の厚生労働省令で定める坑内の作業場は、次のとおりとする。

- 一 炭酸ガスが停滞し、又は停滞するおそれのある坑内の作業場
- 二 気温が28度をこえ、又はこえるおそれのある坑内の作業場
- 三 通気設備が設けられている坑内の作業場

中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの

第6条 (建築物の室についての測定)

令第21条第5号の建築物の室についての一酸化炭素及び炭酸ガスの含有率等の測定は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 測定点(外気温を測定するための測定点を除く。)は、建築物の室の中央部の床上75cm以上120cm以下の位置に、1以上とすること。
- 二 測定は、建築物の室の通常の使用時間中に行うこと。
- 三 測定は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いて行うこと。

区分	測定機器
一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
炭酸ガスの含有率	検知管方式による炭酸ガス検定器
室温及び外気温	0.5度目盛の温度計
相対湿度	0.5度目盛の乾湿球の湿度計

酸素欠乏危険箇所において作業を行う場合の当該作業場

第12条 (酸素及び硫化水素の濃度の測定)

令第21条第9号の作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 測定点は、当該作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度の分布の状況を知るために適当な位置に、5以上とすること。
- 二 測定は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いて行うこと。

区分	測定機器
酸素の濃度	酸素計又は検知管方式による酸素検定器
硫化水素の濃度	検知管方式による硫化水素検定器

労働安全衛生法施行令

(作業環境測定を行うべき作業場)

第21条 法第65条第1項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

- 一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 二 暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 三 著しい騒音を発する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 四 坑内の作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 五 中央管理方式の空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備をいう。)を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの
- 六 別表第二に掲げる放射線業務を行う作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場
- 八 別表第四第一号から第八号まで、第十号又は第十六号に掲げる鉛業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)を行う屋内作業場
- 九 別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場
- 十 別表第六の二に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを行う屋内作業場

作業環境測定を実施しましょう！

作業環境測定機関登録名簿

大分労働局長に登録している作業環境測定機関は次のとおりです。

土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場		
登録機関連絡先	(株)住化分析センター大分事業所	〒870-0106 大分市鶴崎 2200 番地 097-523-1182
	(財)西日本産業衛生会 大分労働衛生管理センター	〒870-0155 大分市高城南町 11 - 7 097-552-8366
	パンパシフィック・カップー(株) 佐賀関製錬所	〒879-2201 大分市大字佐賀関 3 - 3382 097-575-3502
	昭和電工(株)大分コンビナート	〒870-0111 大分市中ノ洲 2 番地 097-522-3746
	(株)日鉄大分テクノサポート	〒870-0902 大分市大字西ノ洲 1 番地 097-553-2285
	(社)大分県薬剤師会	〒870-0855 大分市大字豊饒字光屋 441 番地 1 097-544-4400

放射線業務を行う作業場のうち管理区域に該当する部分等の作業場

現在、大分労働局長に登録している作業環境測定機関はありません。

特定化学物質等を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場		
登録機関連絡先	(株)住化分析センター大分事業所	〒870-0106 大分市鶴崎 2200 番地 097-523-1182
	(財)西日本産業衛生会 大分労働衛生管理センター	〒870-0155 大分市高城南町 11 - 7 097-552-8366
	昭和電工(株)大分コンビナート	〒870-0111 大分市中ノ洲 2 番地 097-522-3746
	(株)日鉄大分テクノサポート	〒870-0902 大分市大字西ノ洲 1 番地 097-553-2285
	(社)大分県薬剤師会	〒870-0855 大分市大字豊饒字光屋 441 番地 1 097-544-4400

一定の鉛業務を行う作業場		
登録機関連絡先	(株)住化分析センター大分事業所	〒870-0106 大分市鶴崎 2200 番地 097-523-1182
	(財)西日本産業衛生会 大分労働衛生管理センター	〒870-0155 大分市高城南町 11 - 7 097-552-8366
	昭和電工(株)大分コンビナート	〒870-0111 大分市中ノ洲 2 番地 097-522-3746
	(株)日鉄大分テクノサポート	〒870-0902 大分市大字西ノ洲 1 番地 097-553-2285

有機溶剤を製造し、または取り扱う業務を行う屋内作業場		
登録機関連絡先	(株)住化分析センター大分事業所	〒870-0106 大分市鶴崎 2200 番地 097-523-1182
	(財)西日本産業衛生会 大分労働衛生管理センター	〒870-0155 大分市高城南町 11 - 7 097-552-8366
	昭和電工(株)大分コンビナート	〒870-0111 大分市中ノ洲 2 番地 097-522-3746
	(株)日鉄大分テクノサポート	〒870-0902 大分市大字西ノ洲 1 番地 097-553-2285
	(社)大分県薬剤師会	〒870-0855 大分市大字豊饒字光屋 441 番地 1 097-544-4400

各種測定にかかる費用、測定の申込みについては、直接お問合せ願います。